慶應義塾大学学術情報リポジトリ Keio Associated Repository of Academic resouces

| Reio Associated Reposi | tory of Academic resouces |
|------------------------|--|
| Title | 倭の五王に関する基礎的考察 |
| Sub Title | The basic study on the Five Kings of the Ancient Japan (倭の五王) |
| Author | 志水, 正司(Shimizu, Masaji) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1966 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.41(177)- 55(191) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | The aim of present article is to make clear some obscurities of the ancient historical documents in Japan, especially Kojiki and Nihonshoki. In order to attain this purpose, we can fortunately nake use of the records in the Sung-shu 宋書. It is recorded that there had been diplomatic intercources between the Sung court and the Five Kings of ancicient Japan. Founded upon the critical survey of these records, this article ascribes to the following opinions. The first is that we can identify the King 讃 [tsan] with the Emperor Nintoku, 珍 [tien], with Hanzei, 済 [tser] with Ingyo, 興 [hiəb] with Anko and 武 [muïɑb] with Yuryaku. In this regard its noted that, so far as the genealogical order of Emperors is concerned, the accounts of Koliki and Nihonshoki are exceedingly, reliable. Secondly, we have tried to identify the anonymous Kings who dispatsched the envoys to the Sung court in 430, 460 and 477 A. D In this point we cannot agree with the accepted theory concerng the chronology of ancient kindom of Japan which had been established according to the reports in Kojiki and Nihon-shoki. But in Sung-shu we can also see the dates when they were recognised as the Japanese emperors by the Sung court. It seems to me that by this record we can guess their names. Thirdly, in the Sung-shu we can find the message of the King 武 and his ancestors. According to this description we have got an impression as if the King 武 and his ancestors had been herces at the time of founding of Japanese Empire. But when we closely examine the texts, we must realize that the greater part of this message is mere copy of Chinese classical literatures. For example, the phrase "they conquered enemies all through the mountains and rivers so that they had no time to stay at home" "躬擐甲胄,険跋渉山川,不遑寧処" is the conventionary expression which was usually found in Tso-chuan 左伝 and Mao-shin 毛詩. Accordingly we can not accept the description of this message as the real historical facts. The result is that we must modiby the accepted image of the the age of heroes |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0041 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

| 称讃の讃、珍貴の珍、済美の済、興隆の興、武勇の武いずれも好字が選ばれているのである。そしてこの好字名称は、中 |
|---|
| 倭の五王の一字名についてみるに、従来は好字が用い |
| 場合にも、一字の名をつけて用いたものであろうと推定されるのである。 |
| る。すなわち、かかる公文書類が当時の外交先例と見做されていたから、倭王が等しく外臣として宋朝へ除授を請求する |
| う。そしてこれらの除授の詔について倭国側も承知していたことは、さきに倭王の自称・自仮の官爵で見たと こ ろ で あ |
| 中、夷蛮伝高句驪国条に載せられている永初元年および大明七年の除授の詔文中には璉・映とのみあることが注目されよ |
| う。さて王名であるが、宋書に高句麗の長寿王は高璉、百済の腆支王は余映などとあり、また単に璉・映ともあるが、就 |
| 例にもつばら倣いながら、半島に対等乃至支配的な地位を宋朝から承認されようとつとめていたことが知られ る で あ ろ |
| 加進された車騎大将軍開府儀同三司に倣つたものであることが注意される。つまり、当時の倭王は高句麗・百済の外交先 |
| また昇明二年(四七八)に倭王武が上表文中でみずから仮した開府儀同三司の官も、大明七年(四六三)に高句驪王璉が |
| 督営州諸軍事征東大将軍高句驪王楽浪公璉および使持節都督百済諸軍事鎮東大将軍百済王映のそれに倣つたものであり、 |
| 倭百済新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大将軍倭国王は、半島諸王の官爵、すなわち永初元年(四二〇)除授の使持節都 |
| 倭王が自称請求した官爵名に着目するに、元嘉一五年(四三八)遣使貢献の際に倭王珍が自称請求した官爵の使持節都督 |
| 個別の比定に入るまえに、あらかじめ倭王名が何故に一字に表記されたかについて考察しておくこととしたい。まず、 |
| てきており、また記紀の天皇系譜の史的批判ともかかわつて、重視されてきた問題といえよう。 |
| 倭の五王の讃・珍・済・興・武が記紀の伝える何天皇に比定されるかについては、松下見林以来諸種の見解が述べられ |
| 二 倭五王の比定 |
| 史 学第三十九巻第二号 (一七八)四二 、 |
| |
| |

:•

.≮. .

n Norde

| 倭の五王に関する基礎的考察 (一八一) 四五 | |
|---|---------------|
| れたことは、貴重な知見といえよう。いま比定の結果を系図で示すと上掲のどとくである。 | 1.1 |
| 徳・反正・尤恭・安康・雄略ら諸天皇の史的実在が確認され、さらに記紀に記載する天皇とその系譜の信憑性が検証せら | |
| 、 宋書の倭五王の比定にかかわる諸説の検討は上述の通りであるが、この信用度のたかい外国史料との対照によつて、仁 | |
| は成立し難いことを注意しておきたい。 | -1 |
| - 武 | |
| 済(允恭天皇)――興(安康天皇) サザキのササの音を表わしたものとする説が一部に行われてい ジ(反正天皇) | |
| | |
| | |
| 応釈明されるわけで、仁徳説が有力といえよう。 | ····· |
| たと考えており(後述)、橋本氏のいわれるごとき事情はありうることと思われる。この橋本氏説を容れるとき、疑問は一 | |
| 前に使を派した讃の弟として記録せらるるに至つた、結果であらう」という。筆者も讃珍の間に他の倭王の遣使はなかつ | |
| 中天皇の御世に遣使のことがなかつたために、つぎの反正天皇の時に前天皇の御弟として伝へられた事実が、宋の方では | |
| る。ただ仁徳説の疑問については先学の解説があり、いま橋本増吉氏によれば、宋書に珍を讃の弟とするのは「恐らく履 | · · · · · · · |
| となろう。そして両説ともにそれなりの論拠と疑点が存することから、仁徳か履中のいずれかと判定を保留す る 説 も あ | |
| と伊邪本和気(記)・去来穂別(紀)のザと表音が通ずるというのは信用し難い。 | |
| (B)履中説は、宋書に「讃死弟珍立」とあり、記紀に履中は反正の兄であつて、系譜関係が合致する。しかし、讃のサ | |
| り、宋書が讃・珍を兄弟とするのに、系譜関係が合わない。 | |
| | |
| | |

| 三 倭五王(| |
|---------------------------------------|--|
| (1)四二一年(永初二) | 詔して曰く、「倭讃、万里貢を修む。遠誠宜しく甄すべく、除授を賜うべし」と(伝) |
| (2)四二五年(元嘉二) | 讃、また司馬曹達を遣わして表を奉り方物を献ず(伝) |
| (3)四三〇年(元嘉七) | 倭国王、使を遣わして方物を献ず(紀) |
| ④四三八年(元嘉一五) | 讃死して弟珍立ち、使を遣わし貢献して、自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕 |
| | 韓六国諸軍事・安東大将軍・倭国王と称し、表して除正せられんことを求む。詔して安東将 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 軍・倭国王に除す(紀・伝) |
| ⑤四四三年(元嘉二〇) | 倭国王済、使を遣わして奉献す。復た以つて安東将軍・倭国王となす(紀・伝) |
| 6四五一年(元嘉二八) | 使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加う、安東将軍は故の如し(伝) |
| | 安東将軍倭王倭済、安東大将軍に進号す(紀) |
| の四六〇年(大明四) | 倭国、使を遣わして方物を献ず(紀) |
| (8)四六二年(大明六) | 済死して、世子興、使を遣わし貢献す。詔して曰く、「倭王世子興、新たに辺業を嗣ぐ。宜 |
| | しく爵号を授くべく、安東将軍・倭国王とすべし」と、(紀・伝) |
| (9)四七七年(昇明元) | 倭国、使を遣わして方物を献ず(紀) |
| 如四七八年(昇明二) | 興死して弟武立ち、自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・ |
| | 安東大将軍・倭国王と称して、遣使上表す。詔して武を使持節都督倭・新羅・任那・加羅・ |

史

学

第三十九巻 第二号

四六

| 倭の五王に関する基礎的考察 (一八三) 四七 |
|---|
| の際ではなく、第二回の遣使のときに倭国王に冊封せられたこととなり、ここに疑問が生ずる。先王の死後、二回目の遣 |
| えば四三〇年は珍、四六〇年は興、四七七年は武によるというごとくである。もしこの解説を容認すると、第一回の遣使 |
| 前回の遣使年代に係けることにより、本紀の王名不明の遣使年代は某の派遣によるものという解説が行われている。たと |
| また別に、宋書倭国伝の文中から「誰死某立遣使云々」の部分を抽出し、一回の遣使を敍べたものと解釈して、それを |
| かざるを得ないのである。 |
| あろう(後再述)。そのような記紀の年紀との対比によつて宋書本紀の倭国王名を究明しようとする方法には不信の念を抱 |
| 至牽強の弁解がなされねばならないという紀年論の実態をみるとき、所詮記紀の年紀は信用するに足りないというべきで |
| 明にはならないことである。まして、抵触しないように按配するためには、その操作過程で記紀の年紀に恣意的な変改乃 |
| いように天皇の即位・崩御の年紀が操作されたとしても、抵触しないというだけでは、直にそれが史実性をもつという証 |
| 選択・操作せられているのである。しかし、ここで注意しなければならないことは、たとえ倭五王の遣使年代に抵触しな |
| 基準はかえつて宋書の倭五王の遣使年代に求められ、これになるべく抵触しないように、記紀の即位・崩御の年紀などが |
| たうえでなければ採用し得ないからである。そとで諸先学の紀年論考における記紀年紀の処理の実際を検討してみると、 |
| れも諸説に分れて決着をみない。記紀の間で年紀が合致せず、従つてそのいずれかを選択し、それも何らかの操作を加え |
| いま、先説をかえりみるに、多くは推定の根拠を記紀の年紀に求めて、その年代には誰がふさわしいと決めており、そ |
| するかをめぐり、従来さまざまの推察がなされてきたのである。 |
| て、王名を記載していないものも存する(四三〇年・四六〇年・四七七年)。 そこでこれらの遣使者がどの倭国王に相当 |
| となる。その大半は讃・珍・済・興・武と遣使の倭国王名を明示しているが、本紀にはただ倭国王とか倭国と の み あ つ |
| 秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大将軍・倭王に除す(紀・伝) |
| |

ŧ

| ここで、宋書の倭五王の遣使年代と、記紀に記載する当該天皇の即位・崩御の年紀とを比較して表に示せば次のごとく使期間の前後に在位していたという知識で一応満足するほかはないであろう。 | 合や、崩御より遅れて入朝した場合がなかつたともいえないので、即位・崩御の年紀まで穿鑿するには無理が生ずる。遣 | なるのであり、これによつてまた天皇の実在位年代もほぼ推察しうるのであろう。ただし、即位後年月を経て遣使した場 | 四三八年、済(允恭)は四四三年・四五一年・四六〇年、興(安康)は四六二年・四七七年? 武(雄略)は四七八年と | 上述の考察を整理すれば、宋書による各王の遣使年代は、讃(仁徳)は四二一年・四二五年・四三〇年、珍(反正)は | 思う。 | 入貢・翌四七八年五月除授と連結して武の遣使とみることも可能と考えられるので、興か武と判断を保留しておきたいと | ただ、四七七年(昇明元)の遣使者については、一応興ともみられるが、また橋本増吉氏らのいうように四七七年十一月 | に準拠するとき、四三○年(元嘉七)遣使の倭国王は讃であり、四六○年(大明四)のは済であることが自ら判明する。 | 四四三年(同二〇)、済から興へは四六二年(大明六)、興から武へは四七八年(昇明二)と認定されよう。そして、これ | れをもつて倭国王交代のときと認めるのである。 かくみるに、讃から珍への交代は四三八年(元嘉一五)、 珍から済へは | それでは、不明の倭国王名はどのようにして求められるかというに、倭国王乃至倭王に冊封せられた年代に着目し、こ | り、石原道博氏の訳文のごとき段落の切り方は誤解を招くものというべきであろう。 | 保和氏のごとく「誰死某立遣使云々」の部分もあとの倭王冊封の部分と一連の事件を敍述したものと解するのが妥当であ | 報告と新王冊封の要請をうければ、中国王朝は早早に新王を冊封したものであろう。従つて、宋書倭国伝の解読は、末松 | 藩国の王位は、その国に本来的に附随するものであり、先王の死後は新王の承認に遅滞する理由も考え難く、先王死亡の | 使をまつて新王が冊封されるというのでは、その間中国王朝の冊封体制が中断されることになるからである。むしろ、外 | 史、学、第三十九巻、第二号、「「「」」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」 | |
|--|--|--|--|---|-----|--|--|--|---|--|---|--|--|--|--|--|---|--|

. •

 ϵ れを要するに、 倭の五王に関する基礎的考察 宋書の倭王の遣使年代をめぐり、 記紀年紀の批判を措いて、 もつばら年次の調整配分に苦慮する、 二八五 四九

従

裏付けは 日本 古 事 宋 書 書紀 記 遣使年代 皇 在位年代 崩年千支 菅政友説 倭王名 天 ないことを考慮すれば、結局、この前 313 421 425 讃 仁徳 ¥ 丁卯 427 430 399 400 ↓ 壬申 432 履中 405 406 ↓ 437 ? 438 珍 反正 丁丑 410 🛦 412 443 允恭 Ļ 甲午 454 451 済 後における記紀の年紀は信用するに足りない 453 🛦 460 453 462 ↓ 興 安康 477 ? 456 456 🛦 武 雄略 ↓. 己巳 489 478479 菅政友説は「古事記年紀考」 (菅政友全集所収)による。 1: 記紀の即位、崩御の年紀で、宋書の遣使年代に抵触するもの 2. には▲印をつけた。 は四 実が 年紀 Ś うな比較 記 献を説明するに無理があろう。 も 紀は尚早である。 献したこととなる 皇 ح ように抵触し っ についてみると、 ても同様のことがいえる。 Ø 四五三年では、 仁徳天皇や珍= の表により、 崩年千支の甲午 とい 確認されよう。 抵 0 一二年とあるが、 遣使年代に抵触するもの 触し わ 検討を試みるとき、 ない ねばならないであろう。 ない たとえば済 もの ので、 四六〇年の遺 またその崩御年紀 反正天皇が遣使貢 ものも史実である 書紀の しかも、 が少いという事 11 その 四 ح 五四年をと **0**) のち 即 前述の 位年紀 允恭天 記紀 と の 即 使貢 位年 古事 が多 Ī よ 譛 の

である。

a te ta La construction de la construction La construction de la construction La construction de la construction de

| 倭の五王に関する基礎的考察 (一八七) 五一 |
|---|
| 春秋左氏伝に |
| 文の、述作者の漢籍に関する教養が問題にされなければならないのであろう。いま忽卒に類同の語文を求めてみるとき、 |
| であり、当時日本における漢文学の進度を示唆するものと称揚しておられる。それならば、語句構文の堂々たるこの上表 |
| 程が敍述されていること、この二点がとくに注目されてきたのである。まず、前者について、岡田正之氏も「出色の文章」 |
| さて、との倭王武の上表文については、最古の文章結構の立派な漢文であること、冒頭部分に大和朝廷の国土統一の過 |
| る悲願とを読みとることが出来よう。 |
| したいと訴えているのである。ここに南鮮において苦境に追いこまれた痛憤と、対宋交渉を通じて局面を打開しようとす |
| ぎ兵を起し高句麗を制圧しようと意図しているが、それにつけて開府儀同三司等を除授され高句麗と地位においても拮抗 |
| たのであるが、允恭天皇・安康天皇が相次いで没したため、中途で挫折したことを述べ、ここに雄略天皇は父兄の志を継 |
| ある。その上表文には、高句麗が無道にも南鮮において掠抄虔劉を重ねるので、允恭天皇はこれに憤怒し大挙出兵を企て |
| る記事がみられるので、史実を伝えたものと認めてよいであろう。倭王武の上表文はその三年後に宋朝に呈示されたので |
| とあり、三国史記の百済本紀にも、同年にかけて、その陥落の有様が記載されており、また魏書百済伝にもそれを暗示す |
| 盖鹵王乙卯年冬、狛大軍来、攻"大城'七日七夜、王城降陥、遂失"慰礼、国王及大后王子等皆没"敵手、 |
| ては、雄略紀二十年条に引く百済記に、 |
| 高句麗の南下侵略が進捗して、遂に四七五年、百済の国都の漢城が攻め陥されるまでに至つたのである。この事件につい |
| 権を承認されようという含みをもつものであつたろうか。かようにして、倭王の官爵は次第に威厳を加えたが、現実には |
| 、また、仮空といわれてきた秦韓・慕韓の旧国名の採用も、あるいは過去にさかのぼることによつて現在の南鮮諸国の軍政 |
| ける権益を確保するためにも、百済の軍政権の掌握に強い関心を示して、再三にわたり自称請求を繰り返したのであつた。 |
| |
| |

| と六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国」と、多少の誇張はあろうが、大和朝廷による国土統一の過程が語られて |
|---|
| つぎに、この上表文の冒頭部分には、祖禰(祖先)の時代より「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服するこ |
| 認識するにとどめておかねばならない。 |
| う。ここではさしあたり、述作者の漢文数養の問題として、漢籍をよく学習熟知じ、その語文にかなり通じていたことを |
| 一般的な語句の合致をもつて、直接に典拠とされた漢籍を判定することは難しく、それにはなお慎重な検討が必要であろ |
| 以上、上表文中の若干の語文について、類文・類語の所在を指摘してみたのであるが、ここに挙示した程度の短い文章や |
| 為」山九仭、功虧,一簣、(尚書、旅獒) |
| 朝覲宗遇(周礼、春官) 封国(同) 祖禰(同) |
| 覆""載天地」(荘子、天道) 白刃交"於前、視」死若」生者、烈士之勇也(同、秋水)。。。 |
| 付いたままを挙示しておけば、 |
| があり、また「昊天罔極」(小雅、蓼莪)や「天方艱難」(大雅、抑)が認められる。そのほかの類同の語句について気。 |
| • |
| などが挙げられる。つぎに毛詩をみると、 |
| 壅塞(昭公元年) |
| 虎賁(僖公二八年) 無道(文公一六年) 虔劉(成公一三年) |
| 義士(桓公二年) 寇讐(僖公五年) 未」捷(僖公七年) |
| なる文章が見出され、また「跋…渉山川…」(襄公二八年)ともみえている。このほかにも共通の語句として、 |
| 躬擐;;甲胄〕跋;;履山川;(成公一三年) |
| 史 学 第三十九巻 第二号 (一八八) 五二 |
| |
| |

E A CO

(二八九) Ŧ

| て考察し、とくに「躬援甲冑、跋渉山川、不選寧処」の部分には既成章句による褐色が認められるとして、英雄時代論の 要点を指摘したのである。 「1)外臣は「臣」と称し「名」を記すのが礼であった(栗原朋 (2)済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のた (2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のた (2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のた (2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のた (2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のた (2) (1) 外臣は「臣」と称し「名」を記すのが礼であった(東原) (2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のだ (2) (2) 済の音韻は tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のは tser→tsei, 妻のた (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) | 次の王名を決定し、これと比較して記紀の年紀はこの辺りではなお信用し難いとした。また倭王武の上表文の成立についのである。つぎに倭五王の遣使年代については、記紀年紀に依る論定に疑問を抱き、倭王冊封の年代に着目して各遣使年を反正、済を允恭、興を安康、武を雄略とする通説をあらためて承認し、記紀の天皇系譜が信憑性をもつことを確かめた以上考察してきたところを約言するに、まず倭五王の比定について、従前の擬定の方法を吟味しながら、讃を仁徳、珍五、む、む、む、む、ひ、ひ | 字 第三十九巻 |
|--|--|---------|
|--|--|---------|

| (二九一) 五五 | 倭の五王に関する基礎的考察 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| の研究』昭和四〇、岩波書店、所収) | (1) 末松保和『任那興亡史』(昭和二四、吉川弘文館) 九三ペ |
| ノレ | ページンなど、 |
| すべきであろう。 | 分に該当せしめ、興によるものとみている(橋本増吉、前掲 |
| 罰」とみえるなど、常套的な潤色語になつていたことを考慮 | (9) 例えば、四六〇年の遣使を「済死、世子興遣使貢献」の部 |
| 擐甲介馬」とあり、また晋書文帝紀にも「公躬擐甲冑龔行天 | 一四)など、 |
| (16) とくに躬擐甲冑の表現は,例えば後漢書寶武伝に「霊帝躬 | (8) 例えば、笠井倭人「上代紀年に関する新研究」(史林 三六 |
| (15) 岡田正之『近江奈良朝の漢文学』(養徳社)二二ページ。 | (7) 橋本増吉、前掲書五九七ページ。 |
| 年のズレがある。 | どによる。 |
| (14) 乙卯年は雄略天皇十九年に当てられるべきで、書紀には一 | 一、東洋文庫)近藤啓吾「祖袮・祖弥考」(芸林七―三)な |
| うには疑問がある。 | (6) 橋本増吉 『東洋史上より見たる日本上古史研究』(昭和三 |
| ただし、三韓時代に倭王が南鮮を実際に支配していたとい | (5) 前田直典「応神天皇朝といふ時代」(オリエンタリカ一) |
| ページによる。 | hïəŋ→hïəŋ. |
| (13) 江上波夫ら『日本民族の起源』(昭和三三、平凡社) 二七八 | (4) 那珂通世氏の説を、 藤堂明保前掲書によつて 修 正し た。 |
| (12) 橋本増吉、前掲書、三九八ページ、 | よる) |
| 六)六一一五ページ。 | (3) 論語鄭玄注に「津済渡処也」(いま職員令集解所引 古 記 に |
| (11) 石原道博編訳 『宋書倭国伝・その他』(岩波文庫・昭和二 | 堂明保『漢字語源辞典』昭和四〇、学燈社) |
| | |
| | |
| | |